

令和元年度兵庫県水道事業広域連携等推進会議

日時 : 令和元年5月23日(木) 13:00～

場所 : 兵庫県中央労働センター2F 大ホール

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 広域連携等の取組について

(2) その他

～ 休 憩 ～

4 特別講演

『明石市水道事業経営戦略事例紹介』

「安全・安心・安定」でおいしい水の供給を目指して

～未来へつながる信頼のライフライン～

講師 : 明石市水道局 経営戦略担当係長 楡井 康哲 氏

5 閉会

今年度以降の水道基盤強化に向けた取組

令和元年度兵庫県水道事業広域連携等推進会議
令和元年5月23日
兵庫県生活衛生課

1

昨年度の取組

情報提供・具体的な連携方策の提案など様々な取組を実施

会議名等 (対象団体等)	月日	場所	内容
水道事業者交流研究会 (県内及び県外水道事業者)	2018/5/11	阪神水道企業団尼崎浄水場	兵庫県水道事業のあり方に関する懇話会報告書について説明
全県会議 (県内水道事業者)	2018/7/19	ラッセホール 5階 サンフラワー	①地域別協議会の開催状況等 ②事務局関係からの報告・連絡 ③(公財)兵庫県まちづくり技術センター 上水道支援課の現況報告 ④特別講演 : 奈良県における水道基盤強化に向けた取組につ
但馬上下水道協議会 技術研修会 (但馬地域水道事業者)	20		広域連携をテーマに講演
日本水道協会 水道技術管理者研修 (日本水道協会兵庫県支部会員)	20		連携の取組をテーマに講演
兵庫県内における水道事業の 技術連携 平成30年度全体会 (県内水道事業者)	2019/2/12	尼崎市立すこやかプラザ	兵庫県水道事業のあり方懇話会からの提言に関する取組状況を説明
人口減少社会における持続可能な 水道事業に向けた勉強会 (県内水道事業者)	2019/3/1	兵庫県中央労働センター 2階 大ホール	①水道法改正及び緊急対策を含む平成31年度予算案 ②水道財政のあり方に関する研究会報告書及び平成31年度地方財政措置 ③水道事業の現状と課題 ④水道事業における官民連携
メールマガジンの発行	号数	発行日	タイトル
	第1号	2019/2/15	基盤強化の第一歩～施設の共同利用による行政区域外給水～
	第2号	2019/3/13	業務に役立つ情報～水道にかかわる最近の議会質問～
	第3号	2019/4/25	水道許認可について

詳細は配布資料

2

協議会運営について事業体に個別ヒアリングを実施

広域連携に疑問を感じている事業体が多い

				事業体から出された検討が進まない理由
姫路市	2018/12/11	加古川市	2018/12/18	1 現行のブロック構成市町に向いている方向(結びつきのある市町)がバラバラでまとまらない。 2 現行のブロック分けに納得していない。 3 ブロック構成市町の広域連携等に対する温度差が大きい。 4 最終的な大きな枠組みがあればそれに向けて進めるが、目標や目的がない現状では、個別項目での連携は難しい。 5 広域連携の具体的なメリットが見えない。 6 将来的には広域連携は必要と考えるが、今すぐに検討することは不要と感じている。
福崎町		高砂市		
明石市	2018/12/12	赤穂市	2018/12/21	
稲美町		上郡町		
太子町	2018/12/13	三木市	2018/12/25	
中央市	2018/12/17	小野市		
佐用町			たつの市	2018/12/27
		西播磨水道企業団		

広域連携は水道基盤強化の手段の一つであって目的ではない

3

経営状況等について事業体に個別ヒアリングを実施

水道基盤強化には長期的視点と住民の理解が不可欠

						ヒアリングを通して抽出された問題点
明石市	2019/1/16	播磨高原広域事務組合	2019/1/23	高砂市	2019/1/31	1 固定資産台帳の整備が不十分な事業体が存在する。 2 アセットマネジメント未実施或は標準型(タイプ3C)に達していない事業体がある。 3 中長期(30年~50年)の財政収支を把握していない事業体がある。 4 アセットマネジメントにおいて施設・管路の耐用年数の設定根拠が不明確な事業体がある。 5 財政収支の見通しを公表していない事業体が存在する。
稲美町		神河町		赤穂市		
播磨町		市川町		太子町		
加古川市	2019/1/21	篠山市	2019/1/29	宍粟市		
淡路広域水道企業団		香美町				
宝塚市		養父市				
猪名川町	2019/1/22	豊岡市				
川西市						

- ・長期収支見通し策定と「具体的な」収支ギャップ解消方法の検討が必要。
- ・策定後の検証も含めた各段階で、議会、住民に対して分かりやすく説明して理解を得ることが必要(急に降って沸いた話にしない)。

4

ある自治体の例

3年後に財政破綻の危機が迫り首長自らが10カ所で住民説明会を実施

住民から出た意見

前の首長の時は財政破綻なんて言ってなかった！

行政経営の失敗は明らかだ！

そんな投資をやる必要があったのか！
(新たに整備された施設について)

自治体の幹部は何年も前から分かっていたはず！

急に降って沸いた話なのか！

良いことだけでなく悪いことも含めてきちんと広報すべき！

対策案は国の財政支援(期限付)が、期限後も続くことを期待した計画。
→継続されなければ財政破綻(財政再生団体)へ陥る恐れがある。

5

今年度以降の取組のポイント①

ステップとメリハリを効かせた取組で水道事業の襷をつなぐ

(ステップ)

○台帳整備義務化を契機としたアセマネのレベルアップ

○ガイドライン改定を踏まえた経営戦略の質向上

→アセマネ3C達成と経営戦略の質向上というステップを通じてデータに基づく経営基盤強化策の検討を促進。

水道班・市町振興課の職員が事業体の状況を踏まえた伴走型支援を実施

十分な準備期間(最長5年)を設定
→前倒しも視野に！

R5年度末までに全事業体のアセマネ3Cと経営戦略の質向上の達成を目指す。→水道技術管理者が責任を持って対応(目的は「襷をつなぐ」)。

6

【方策案④】

起債協議に当たっての確認書類への位置づけ(つづき)

■起債予定額等の照会について(H30.4.2 公営企業3課室 事務連絡)

1 簡易協議等手続について

(7) 平成30年度の簡易協議等手続における留意事項

① 「収支計画」の取扱い

平成30年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する団体が作成する「収支計画」については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付総財公第107号、総財第73号及び総財第83号)に定める様式第2号(投資・財政計画)によることとしますが、同通知に定める「経営戦略」をまだ策定していない団体にあっては、平成29年度と同様、別添「簡易協議」ファイル中の「収支計画(※)」によることとします。

(現行の取扱い)前頁つづき

○ 事務連絡にいう「収支計画(※)」は書式としては、経営戦略における投資・財政計画の書式(様式第2号)と変わるところはないものの、その積算に係る考え方や経営効率化その他経営改革に係る取組など将来の収支見通しに影響を与える事項などは示されず、取組反映の有無も確認できない。

対応(案)

- 公営企業は、他会計繰入金の充てられる経費を除き、独立採算が求められていること。
 - 経営戦略は、公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であること。
 - 経営戦略は、平成32年度をその策定期限とし、現時点で95%の事業で策定完了が見込まれていること。
- ⇒ 以上の状況を踏まえ、平成33年度からの公営企業債の同意等手続において、当該起債及び対象経費が「経営戦略」に位置づけられ、収支相償が確認されることを同意の要件とすることとし、その旨通知をもって予め周知してはどうか。

【論点】

- 収支相償等を確認する対象事業は、現行のとおり赤字事業等に限定すべきか。
- 現時点で策定期が未定の事業、策定作業が遅れて平成32年度中に間に合わない事業に対する経過措置が必要か。

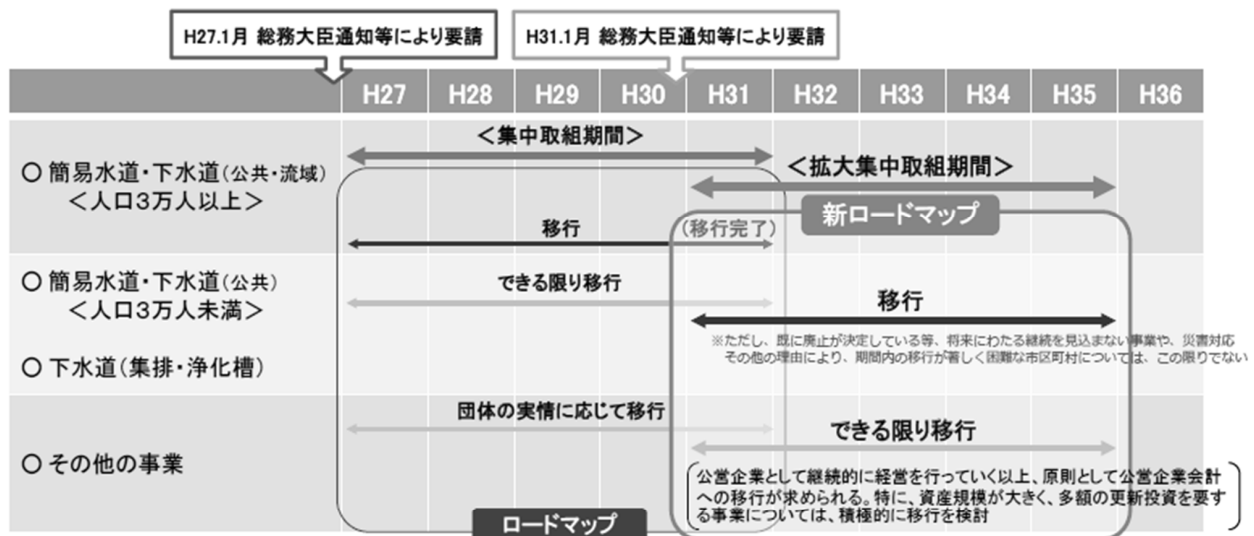
【留意事項】

- 過去において、経営戦略を起債手続に当たっての確認書類に位置づけることを検討したが、起債の要件化までは難しいとの判断から見送られている。
- ⇒ 策定率100%を目指し、かつ、その達成が概ね見込まれる状況であれば、確認書類と位置づけることは可能ではないか。

14

総務省経営戦略策定支援等に関する調査研究会資料

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



取組の推進に向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

今年度以降の取組のポイント②

ステップとメリハリを効かせた取組で水道事業の襻をつなぐ

(メリハリ)

- 各事業体の意向を踏まえた広域連携の推進
→地域別協議会について、効率的、効果的な運営に資するため、各事業体・ブロックの意向も踏まえ、既存の枠組み(日水協等)を活用して開催
- 具体的な連携を指向する事業体を支援
→連携内容(行政区域外給水、連絡管接続、業務共同化等)に応じて、課題整理や許認可手続きの助言、交付金活用の検討等、積極的な支援を実施

事業体の意向を
踏まえた連携推進

連携を指向する事業体
を積極的に支援

9

今年度以降の取組のポイント③

ステップとメリハリを効かせた取組で水道事業の襻をつなぐ

(メリハリ)

- 十分な周知期間を経て、水道基盤強化の取組状況に応じた交付金配分を実施

先行的に今年度要望
から現在の取組状況の
確認を実施

アセマネ3Cと経営戦略
の質向上の目標達成後
のR6年度から本格実施

国の動向等を踏まえ、近い将来に求められる「あるべき姿」を示すメッセージとして配分方針(素案)を提示。

10

今年度以降の取組のポイント③

ステップとメリハリを効かせた取組で水道事業の襻をつなぐ

○適切な資産管理

- アセマネ3C、長期収支見通し策定、収支ギャップ解消方法策定の3点実施が「標準」
- 特に収支ギャップの解消については、**定性的なもの**(例:今後料金改定について検討、広域連携について協議会において検討、等)では**評価できない**ことから、実現可能性を踏まえた具体的方策と当該方策によるギャップ解消額(収支相償が標準)に応じた配点を検討(実現可能な具体的方策を立ててもなおギャップ解消ができない場合は別途配慮を検討)
- 長期収支見通しにおけるギャップが具体的方策により解消されること=収支相償が「標準」
- ギャップの解消が見通せない状況での投資に対して「慎重な判断」を求めるもの

○計画的な投資・丁寧な情報提供

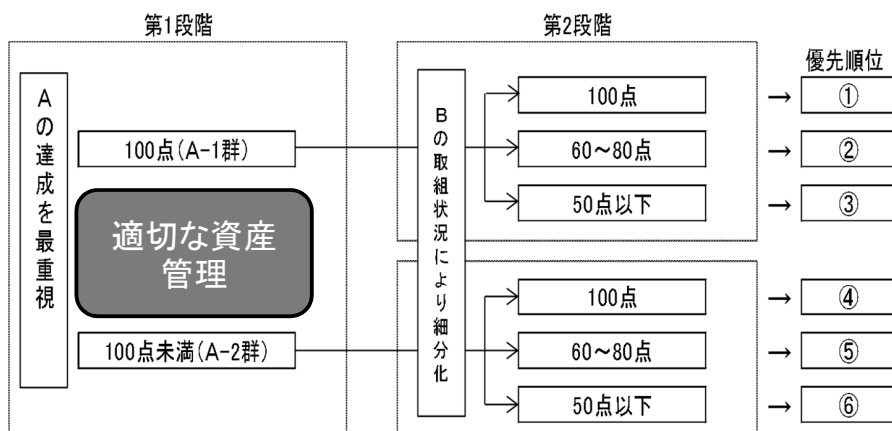
- アセマネを踏まえた計画に沿った投資であることが「標準」
- 利用者への情報提供は水道法に定められた責務であり、形式的・一方的なものではなく、できる限り多くの方に「伝える」「知ってもらう」ことが「標準」
- 当該投資が計画的であり、利用者の理解も得られている(理解を得る努力をしている)ことを確認するもの
- 大規模事業体に対しては、更に一歩進んだ「標準」を設定することも検討

適切な資産管理・計画的な投資・丁寧な情報提供の実施が「あるべき姿」であることを示すため、減点方式を採用。

11

今年度以降の取組のポイント③

ステップとメリハリを効かせた取組で水道事業の襻をつなぐ



今年度以降の取組項目(アセマネ3Cと経営戦略の質向上=適切な資産管理)の達成を最重視

例:更新・耐震化計画に位置付けられていても、その根拠となる適切な資産管理が標準レベルでなければ順位は低くなる

注) Aの達成を最重視するため、A-2群において点数が高くなったとしてもA-1群より上位になることはない。

例)〇〇事業体(A:100点、B:50点)、△△事業体(A:80点、B:100点)の場合

総合計は〇〇<△△であるが、優先順位は〇〇が上位となる。

注)同分類(①等)上に複数の事業体がある場合、総合計により優先順位を設定する。

当該配分基準が適用されない(全事業体が100点を取る)ことを目指す。
→配分基準はあくまでも手段であり、襻をつなぐことが目的。

12

2. 適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正案

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。(第22条の2)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。(第22条の3)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。(第22条の4)

13

策定済みの経営戦略の分析と見直し(次期改訂)に向けた課題について

1. 策定済みの経営戦略の評価分析

【総合評価】

- 社人研の人口推計等を踏まえて給水人口(処理区域人口)を見込んでいる事業が多い一方で、節水機器の普及等による有収水量の低下や、収支均衡させるための料金水準についての言及がない又は説明が不十分な事業が多い。
- 企業債残高について目標を置いている一方で、その他の財源については具体的な言及に乏しい事業が多い。
- 将来の事業環境を踏まえた推計を行っていると推察されるものの、算定方法についての言及がない事業が多く、投資・財政計画の実現可能性が評価しにくい事業が多い。

【事業別評価】

- 水道事業においては、人口規模別の特徴は見られず、どの人口規模であっても評価要素6項目を平均的に満たしている一方、最高点18点のうち9点以下の事業が一定数存在している。
- 下水道事業においては、水道事業に比べて低評価の事業が多く、小規模団体ほど評点が低い傾向にある。
- 水道事業はアセットマネジメント手法を活用している事業が多い一方で、定性的な説明に止まっており将来推計は投資計画の10年間のみしか明示していない事業が多く、下水道事業はストックマネジメントの利用について言及している事業は少ない。

⇒各評価項目について、評価のばらつきがあり、十分な記述がないものも見られた。また、将来の投資試算については、計画期間に限らず、可能な限り長期間(30年～50年超)の見込みを示した上で、計画期間の試算を精緻に行うことが望ましいが、長期間の見込みについての記述がない又は乏しいものも見られた。

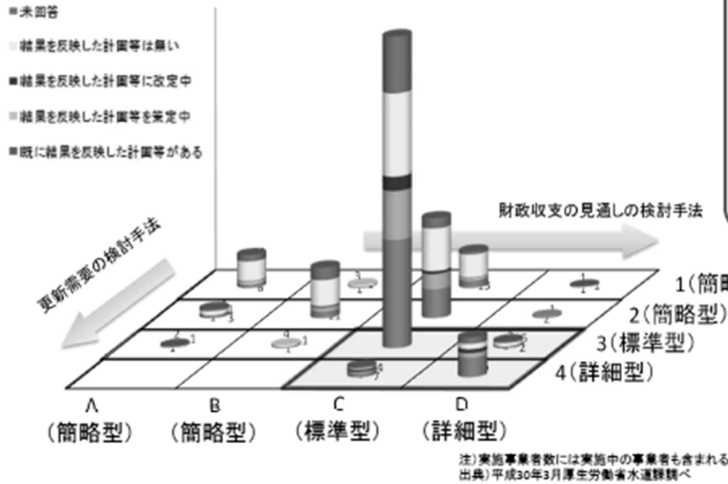
14

アセットマネジメントの実施状況とその活用状況

アセットマネジメントの精度向上を図るとともに、その結果を事業計画等に活用することで、戦略的な事業運営を図ることが必要。

検討手法(タイプ別)の実施状況(事業者数)

更新需要見通しの検討手法	(単位:事業者数)			
	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)	56	5	62	3
タイプ2(簡略型)	16	89	176	3
タイプ3(標準型)	4	5	542	12
タイプ4(詳細型)			20	74



アセットマネジメントの実施状況
 > 平成29年度のアセットマネジメントを実施している事業者^{※1}は75.6%(1,084事業者)。
 > 標準精度(タイプ3・C^{※2})以上で実施している事業者^{※1}は45.2%(648事業者)。

アセットマネジメントの活用状況
 > 標準精度(タイプ3・C^{※2})以上でアセットマネジメントを実施し、その結果を基本計画等に反映している事業者^{※1}は25.7%(368事業者)。

※1 実施中の事業者も含まれる
 ※2 施設の再構築・ダウンサイジング等までは検討していないが、将来の投資必要額(更新需要)は把握

アセットマネジメントの結果が、水道事業の計画等に十分活用されていない

水道事業の現状等に関する情報提供の推進について

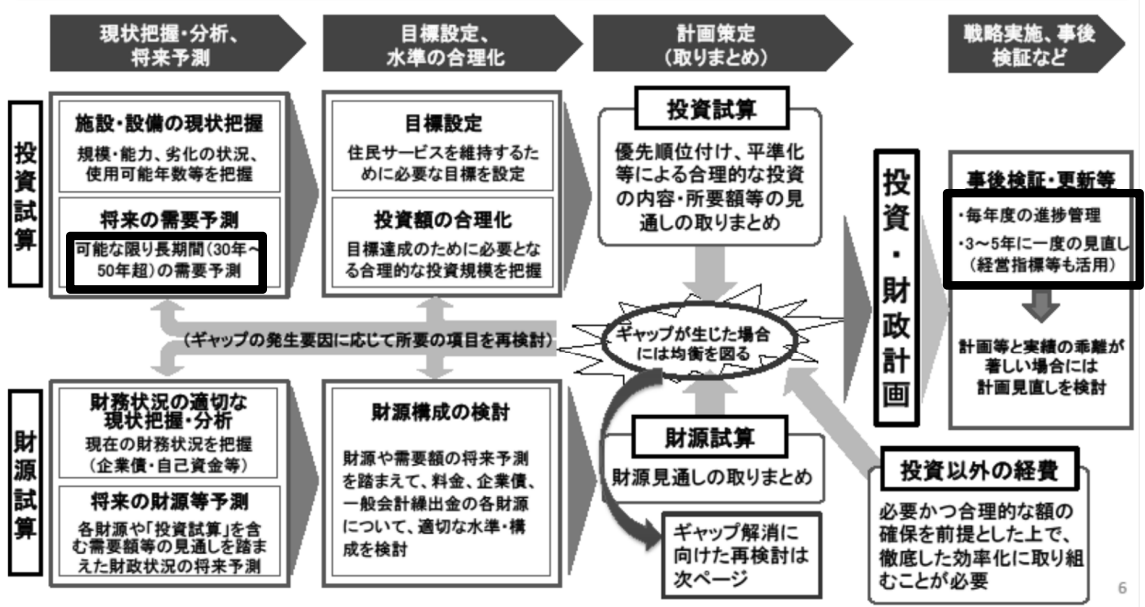
(主旨) アセットマネジメントを実施し、利用者の水道事業に対する理解を深めるために、水道事業の現状等について、利用者へ情報提供することは水道法に定められた水道事業者の責務^{*}である。本資料は、中長期的視点にたって、水道施設を維持管理していく費用と財源の見通しについて、利用者へ客観的でわかりやすく情報提供することを目的とした。なお、下記に示す項目は一事例であり、水道事業者の特性を踏まえた資料とする必要がある。

※水道法第二十四条の二では、情報提供について「水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない」と規定されており、水道法施行規則十七条の二第一項第三号に、「水道施設の整備その他水道事業に関する費用に関する事項」と具体的に定めている。

1. 水道事業全般について
 - ① 水道は、生活に欠かすことのできない大変重要なライフラインとなっている。
[参考図表:普及率の推移、東日本大震災時のアンケート など]
 - ② 水道事業の経営については「独立採算制」であり、水道料金収入で事業を運営している。
[参考図表:水道事業の仕組み、事業収入・費用の内訳 など]
 - ③ 水道事業者は様々な水道施設を所有しており、それら施設の老朽化等に伴い適切な維持管理をしなければ重大な事故に繋がる危険性がある。
[参考図表:主な水道施設、老朽化による事故事例(写真) など]
2. 本市町村の水道事業がおかれている状況について
 - ① 高度経済成長期等に整備された施設が今後大幅な更新時期をむかえるため、更新費用が増加することが予想される。
[参考図表:施設整備額の推移、管路布設延長の推移、水道資産の健全度 など]
 - ② 少子高齢化による人口減少等による給水量の減少に伴い、今後料金収入が減少することが予想される。
[参考図表:人口・給水量・収益等の見通し など]
3. 更新費用と財政の見通しについて
 - ① 水道施設を健全な状態に維持していくために、今後どの程度の更新費用が必要なのかを具体的に示す。(例えば、現在の更新事業費より多くの更新費用が今後必要になることなどを示す)
[参考図表:更新費用の見通し など]
 - ② 上記更新費用における財政見通しを試算し、将来的な財政状況を示す。(例えば、将来的に更新するための財源が確保できなくなることなどを示す)
[参考図表:財政収支の見通し(収益的収支、資金残高、給水原価・供給単価、収支不足額) など]
4. 今後の取組みについて
 - ① アセットマネジメントの検討結果を受け、更新計画・経営計画の策定など、今後の具体的な取組みを予定を示す。
 - ② 策定済みの計画等があれば、その概要を示す。

【方策案①】 ガイドラインの改訂(マニュアル化)に向けての考え方①

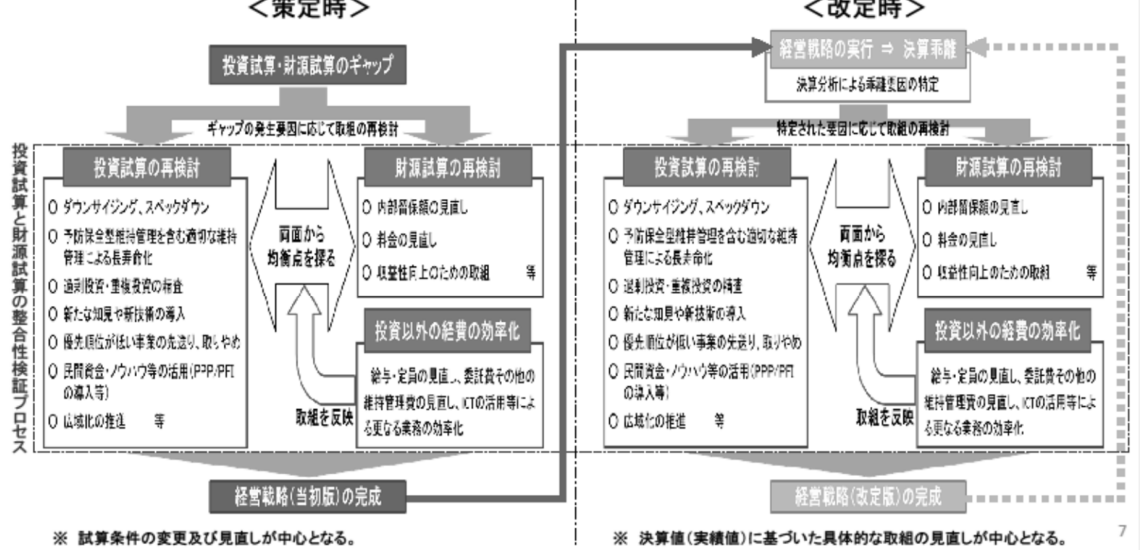
- 現行のガイドラインの内容の充実、実用性の向上に向けて、「経営戦略」策定までの流れや個々の作業において参考となる図を挿入し、直感的に理解しやすい形としてはどうか(下記図は一例)。
- 策定団体の許可を得て、策定済み経営戦略を策定開始から完成までの作業工程に分解し、解説を加えるなども有効か。



総務省経営戦略策定支援等に関する調査研究会資料

【方策案①】 ガイドラインの改訂(マニュアル化)に向けての考え方②

- 経営戦略(投資・財政計画)策定時における「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合のギャップ解消に向けた再検討は、策定済みの経営戦略についてその取組実行の結果、決算値と投資・財政計画見込値(目標値)とに差異(決算乖離)が生じた場合の経営戦略の見直し手法にも当てはまる。改訂に係るプロセスについても具体的な解説が有効。
- 経営戦略の策定(P)→実行(D)→決算分析・乖離要因把握(C)→取組の再検討(A)→改訂(P)・・・というPDCAサイクルを繰り返すことにより、安定的な経営の確立と、経営改革の持続が可能となる流れを明示。

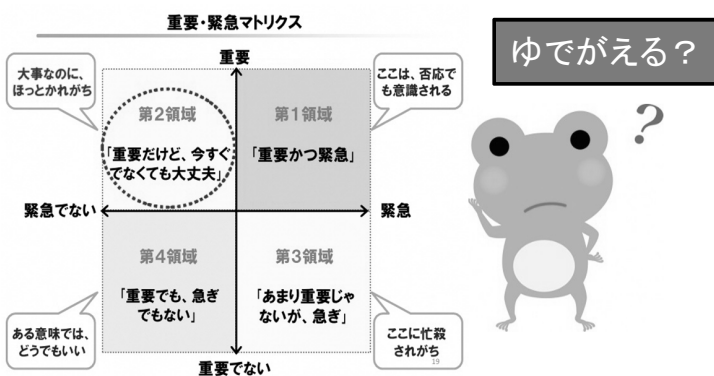


総務省経営戦略策定支援等に関する調査研究会資料

本日のサマリー

- ①今年度以降の取組の目的は「水道事業の襷を繋げる(基盤強化)」
→目的、目標、手段を認識してステップとメリハリを効かせて計画的に取り組みましょう。
- ②データに基づいた水道基盤強化策の検討ができるようにアセマネと経営戦略の質を上げていきましょう。
- ③事業者にとっても、住民にとっても「降って沸いた話」にならないよう、国などの動きの先を見据えた「あるべき姿」を一緒に考えて、それを目指しましょう。

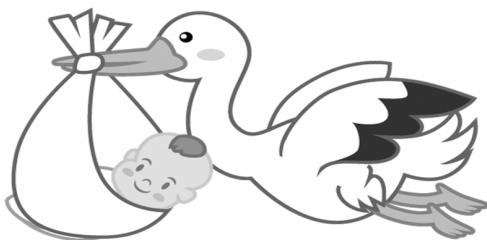
19



部屋の中に象がいませんか？



「このとり」が運んでくれる子供達に何を残しますか？



**子供や孫に水道のツケを回さない!!
(回すとしても返せる力(方法)を伝える)**

20

広域連携等の取組進捗状況

会議名等 (対象団体等)	月日	場所	内容
水道事業体交流研究会 (県内及び県外水道事業者)	2018/5/11	阪神水道企業団尼崎浄水場	兵庫県水道事業のあり方に関する懇話会報告書について説明
全県会議 (県内水道事業者)	2018/7/19	ラッセホール 5階 サンフラワー	①地域別協議会の開催状況等 ②事務局関係からの報告・連絡 ③(公財)兵庫県まちづくり技術センター 上水道支援課の現況報告 ④特別講演：奈良県における水道基盤強化に向けた取組について
但馬上下水道協議会 技術研修会 (但馬地域水道事業者)	2018/10/31	豊岡市役所	兵庫県の水道事業の広域連携をテーマに講演
日本水道協会 水道技術管理者研修 (日本水道協会兵庫県支部会員)	2019/1/25	尼崎市立すこやかプラザ	兵庫県における広域連携の取組をテーマに講演
兵庫県内における水道事業の 技術連携 平成30年度全体会 (県内水道事業者)	2019/2/12	尼崎市立すこやかプラザ	兵庫県水道事業のあり方懇話会からの提言に関する取組状況を説明
人口減少社会における持続可能な 水道事業に向けた勉強会 (県内水道事業者)	2019/3/1	兵庫県中央労働センター 2階 大ホール	①水道法改正及び緊急対策を含む平成31年度予算案 ②水道財政のあり方に関する研究会報告書及び平成31年度地方財政措置 ③水道事業の現状と課題 ④水道事業における官民連携

ブロック内の連携	地域別協議会				連携方策	情報共有	実現可能性検討	課題抽出 効果検証	事務手続	実施				
	第1回	第2回	第3回											
阪神北(伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町)	2018/7/10	2018/9/14	2018/11/7		全般	→								
					検討を見送ったソフト連携項目									
					検満メーター共同購入	主な理由	メーター価格は下限値にあり、共同購入しても価格が大きく下がることが期待できない。 ①資材単価作成業務にミスが生じた場合、阪神4市1町すべてに影響を及ぼす。 ②資材単価の数が以前より増え、積算入力の際、煩雑になる。 ①お客様センター等の集約化による住民サービス低下が懸念される。 ②各市町の契約年限や契約条件が異なっている。							
					資材単価の共同化									
料金徴収業務共同委託														
東播磨(明石市、加古川市、高砂市、 三木市、小野市、福美町、播磨町)	2018/6/22	2018/8/29	2019/5/15		全般	→								
					実施を検討しているソフト連携項目									
					検満メーター共同購入、水道資材共同購入、料金徴収共同委託									
					検討を見送ったソフト連携項目									
北播磨(西脇市、加西市、加東市、 多可町)	2018/5/24	2018/7/24	2018/11/8		全般	→								
					ハード・ソフトの連携方策について、実現可能性を高・中・低で評価及び目標年次設定。									
					検討を見送ったソフト連携項目									
					浄水場運転管理共同委託	主な理由	①人件費が大半を占めるので、共同委託してもコスト削減を期待できない。 ②共同委託により、人の配置が集約されると緊急時の対応に不安がある。							
中播磨(姫路市、福崎町、市川町、 神河町)	2018/5/28	予定無し			全般	→								
					ブロック内の温度差が大きく、情報共有に留まっている									
西播磨(赤穂市、宍粟市、たつの市、 太子町、上郡町、佐用町、西播磨水道 企業団、播磨高原広域事務組合)	2018/5/29	予定無し			全般	→								
					ブロック内の温度差が大きく、情報共有に留まっている									
但馬(豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町)	2018/5/14	2018/8/30	2019/5/29		全般	→								
					実施を検討しているソフト連携項目									
					検満メーター共同購入									
丹波(丹波市、丹波篠山市)	2018/7/5	2018/8/8	2019/2/14		全般	→								
					検討を見送ったソフト連携項目									
					検満メーター共同購入	主な理由	メーター価格は下限値にあり、共同購入しても価格が大きく下がることが期待できない。 両市の薬剤の濃度や納入方法が異なるため、コスト削減が期待できない。 エリアが広いため、監視地点を減らせず、人員も削減できないため、コスト削減を期待できない。							
					薬剤の共同購入									
遠隔監視システム共同化														
神戸・阪神南(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、阪神水道企業団)					「阪神地域の水供給の最適化研究会」において、テーマを設定して協議を実施。									
淡路(淡路広域水道企業団)					企業団内において、経営効率化等に関する取組実施。									

広域連携等の取組進捗状況

ブロック内の個別連携	打合せ等			連携方策	情報共有	実現可能性検討	課題抽出 効果検証	事務手続	実施
	第1回	第2回							
川西市、猪名川町	2019/1/22	2019/2/6		両市町の配水池の施設統合	→				
三木市、小野市	2018/11/21			両市間の緊急時連絡管布設 ケース1	→				
三木市、稲美町	2019/1/11			両市町間の緊急時連絡管布設 ケース2	→				
加西市、西脇市、多可町	2018/11/8			検漏メーターの共同購入	→				
豊岡市、朝来市	2018/8/30			薬剤の共同購入	→				
朝来市、養父市	2019/1/30			料金徴収業務共同委託	→				
新温泉町、朝来市	2018/8/30			水道施設台帳共同電子化	→				
播磨高原広域事務組合、佐用町	2018/8/21	2019/3/22		行政区域外給水	→				
たつの市、宍粟市、佐用町、上郡町、 播磨高原広域事務組合	2019/2/28			各水道事業者の現状及び課題等 の情報共有	→				

ブロックを越えた連携	打合せ等			連携方策	情報共有	実現可能性検討	課題抽出 効果検証	事務手続	実施
	第1回	第2回							
加東市、丹波篠山市	2018/9/11	2018/11/16		両市間の緊急時連絡管布設	→				
丹波市、京都府福知山市 ※府県を越えた連携	2018/9/25			福知山市から丹波市への送水	→				
				両市間の緊急時連絡管布設	→				
三木市、加東市	2018/11/21			両市間の緊急時連絡管布設	→				
小野市、加東市	2018/11/21			両市間の緊急時連絡管布設	→				

メールマガジンの発行	号数	発行日	タイトル
	第1号	2019/2/15	基盤強化の第一歩～施設の共同利用による行政区域外給水～
	第2号	2019/3/13	業務に役立つ情報～水道にかかわる最近の議会質問～
	第3号	2019/4/25	水道許可について

検討が進まないブロックの事業体に個別ヒアリング(生活衛生課)

市町村	日付	相手	理由
姫路市	2018/12/11	加古川市	事業体から出された検討が進まない理由 1 現行のブロック構成市町の向いている方向(結びつきのある市町)がバラバラでまとまらない。 2 現行のブロック分けに納得していない。 3 ブロック構成市町の広域連携等に対する温度差が大きい。 4 最終的な大きな枠組みがあればそれに向けて進めるが、目標や目的がない現状では、個別項目での連携は難しい。 5 広域連携の具体的なメリットが見えない。 6 将来的には広域連携は必要と考えるが、今すぐに検討することは不要と感じている。
福崎町		高砂市	
明石市	2018/12/12	赤穂市	
稲美町		上郡町	
太子町	2018/12/13	三木市	
宍粟市	2018/12/17	小野市	
佐用町		たつの市	
		西播磨水道 企業団	

経営状況等に関する個別ヒアリング(市町振興課、生活衛生課)

市町村	日付	相手	ヒアリングを通して抽出された問題点
明石市	2019/1/16	播磨高原広域 事務組合	ヒアリングを通して抽出された問題点 1 固定資産台帳の整備が不十分な事業者が存在する。 2 アセットマネジメント未実施或は標準型(タイプ3C)に達していない事業者がある。 3 中長期(30年～50年)の財政収支を把握していない事業者がある。 4 アセットマネジメントにおいて施設・管路の耐用年数の設定根拠が不明確な 事業者がある。 5 財政収支の見通しを公表していない事業者が存在する。
稲美町		神河町	
播磨町		市川町	
加古川市		丹波篠山市	
淡路広域 水道企業団	香美町		
宝塚市	2019/1/22	養父市	
猪名川町		豊岡市	
川西市			

今年度以降の水道事業基盤強化に向けた取組

1. 取組目的

ステップとメリハリを効かせた取組で水道事業の「樫」を繋げる。

2. 取組目標

① アセマネと経営戦略の質向上(ステップ)

3 Cレベルのアセマネ実現と経営戦略の質向上により経営基盤強化策の検討を促進する。

② 各事業体の意向を踏まえた広域連携の推進(メリハリ)

具体的連携を指向する事業体への支援を強化する。

3. 取組項目

① アセマネと経営戦略の質向上

基盤強化の基礎となる水道台帳の整備をステップに、3 Cレベルのアセマネ実現や30～50年の長期収支見通しと財政計画の策定等による経営戦略の質向上を通じて、データに基づいた基盤強化策の検討を促進。

(1) 具体的な取組内容(別紙1)

ア 現在のアセマネや経営戦略の策定状況に応じたヒアリングを実施。

イ 水道班職員がカウンターパート方式で台帳整備・アセマネ質向上実現への伴走型支援を実施。

ウ 経営戦略策定ガイドライン改訂を踏まえた経営戦略の質向上実現への支援を市町振興課職員とともに実施。

(2) 目標期限

ア アセマネ：全事業体でR5年度末(改正法による台帳整備期限+1年)までに3 C達成

イ 経営戦略：起債活用事業体はR2年度末までに改訂ガイドラインに基づく質向上を実現
その他の事業体はR5年度末(全事業体アセマネ3 C達成年度)までに実現

② 各事業体の意向を踏まえた広域連携の推進

各事業体・ブロックによって広域連携に対するスタンスが異なることから、メリハリを効かせた支援を強化する。

具体には、地域別協議会について、効率的、効果的な運営に資するため、各事業体・ブロックの意向も踏まえ、既存の枠組み(日水協等)を活用して開催する。

併せて、具体的な連携を指向する事業体に対して、円滑な連携が図られるよう支援を行う。

③ メリハリの効いた交付金の配分(別紙2)

経営基盤強化の取組状況に応じた交付金配分を方針(素案)として提示する。

先行的に今年度交付金要望から取組状況が確認できる資料の添付を求め、一定の周知期間経過後、前述3①の目標達成後であるR6年度から取組状況に応じた配分を実施する予定。

年月 取組内容

R1 5月 全県会議開催(AMと経営戦略質向上、交付金取扱方針の提示)

6月 3C未達成事業体へのヒアリング開始

AM未実施事業体

AM実施済事業体

台帳整備・AM実施と3C達成に向けた工程の検討
・3C達成に必要なデータの整備状況を確認
・整備状況を踏まえ3C達成へのステップを検討
・必要となるデータについて、いつまでに何を整理するかを協議

AM資料の提供依頼
内容(台帳整備状況、AMタイプ、計画期間、耐用年数根拠、収支見通し等)を精査

7月

台帳整備・3C達成に向けた工程の検討
・3C達成に必要なデータの整備状況を確認
・必要となるデータごとにいつまでに整備するかを協議

8月 台帳整備・3C達成に向けた工程表策定完了

3C達成事業体へのヒアリング開始

9月

資料の提供依頼

台帳整備状況、AMタイプ、計画期間、耐用年数根拠、収支見通し等を精査

台帳・3C

「なんちゃって」はNG

経営戦略の内容精査
・30~50年の需要予測、投資額、財源の合理性を精査
・投資試算と財源試算のギャップ確認
・ギャップ解消に向けた検討内容確認

経営戦略

「なんちゃって」はNG

経営戦略の質向上に向けた工程の検討
・ギャップ要因の把握
・投資試算の再検討(過剰投資、重複投資の精査、官民連携、広域連携等)
・財源試算の再検討(内部留保や料金の見直し等)
・必要となる対策についていつまでに何を実施するかを協議

3月末

経営戦略の質に向けた工程表策定完了

R2

工程表に沿った業務の実施

R3

R4

9月末

台帳整備期限(R4.9.30)

起債に係る収支相償の確認資料に経営戦略を活用(R3年度~)

R5

3月末 全事業体3C・経営戦略質向上達成

業務が軌道に乗るまでは月に1回、水道班職員が事業体と進捗を共有し、状況に応じた支援や工程の見直しを実施

最長5年で3C達成を目指す前倒しも視野

生活基盤施設耐震化等交付金の取扱い（素案）

1 基本方針

水道事業の資産管理、財政状況を正確に見定め、必要な投資事業として計画された事業に優先的に配分するものとする。

ただし、上記に位置づけできないものについても、水質の悪化や災害対策等、緊急に必要なものと位置付けられる事業については、その根拠材料を求め、総合的に判断する。

2 要望時点で求める資料

※来年度要望（今年度実施）から試行的に実施

・アセットマネジメント

現状は簡易支援ツールで作成した様式 18（1）及び（2）のみの提出（国提出分）としているが、アセット関係資料一式の提出を求める。

・情報公開資料

現在、大臣認可水道事業者のみ求めている、「水道料金設定の考え方や将来の収支見通しについての情報公開」に関する資料（HP の該当箇所でも可）について、知事認可事業者にも同様に提出を求める。

・広域連携に関する検討体制

現在、構造物耐震化事業に求めている、「近隣水道事業体との広域化によるメリット（広域化に伴う浄水場の統廃合や新設と本事業を実施した際の経済性の比較など）の検討資料」（統廃合の可能性がなく、真にその施設が必要であると判断できる資料）について、他の事業を行う際にも求める。

・管路更新（耐震化）について

管路更新計画や耐震化計画等により、優先する管路の位置付けが明確にされていることが確認できる資料を求める。（アセット等に反映されている場合は、その抜粋でも可）

3 配分方針（令和 6 年度から実施予定）

要望段階で事業の精査・指導は行うが、その上で、国から満額内示された場合は均等配分とする。ただし、要望額に対し満額内示されない場合は、以下の方針により配分する。

（1）水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業、運営基盤強化等事業、水道施設台帳整備事業、水道施設台帳電子化促進事業）

原則として、満額措置。

（2）その他事業

水道法第 22 条の 4 に基づく計画的な更新を行うことを目的として、重点項目を点数化し、配分の優先順位を決定。（別表参照）

生活基盤施設耐震化等交付金配分基準（素案）

A 適切な資産管理を確認

項目	審査基準	点数（※1）
アセット	アセットの実施状況	3 C 以上 : 0 点
		3 B 以下 : △20 点
長期収支	長期収支見通し（30～50 年超）の策定状況	策定済 : 0 点
		未策定 : △20 点
	収支ギャップが生じた場合の <u>具体的解消方法</u> の設定	設定内容に応じ : 0～△30 点（※2）

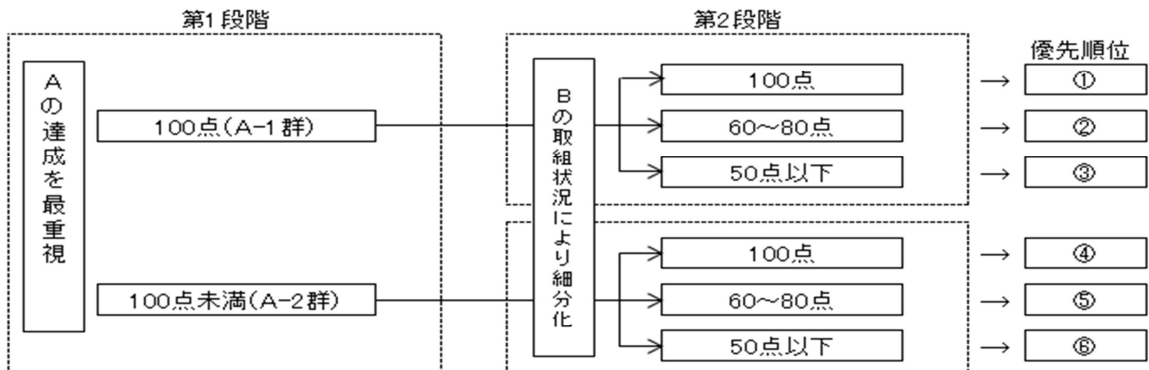
B 計画的な更新を行うための取組を確認

項目	審査基準	点数（※1）
各種計画	管路及び施設の更新・耐震化計画に位置付けられた事業か否か（施設更新：高度浄水含む）	両方策定済 : 0 点
		いずれか策定済 : △20 点
		両方未策定 : △30 点
情報提供	水道法に基づく収支見通しの公表	公表（議会説明、広報誌（全戸配布）） : 0 点
		公表（HPのみ） : △20 点
	収支見通しの見直し状況	未公表 : △30 点
		実施済 : 0 点
		進捗管理未実施 : △20 点（毎年度）
		見直し未実施 : △30 点（3～5年に一度）

※1 A、Bそれぞれ基準点（100点）から減点方式とする

※2 設定項目ごとの実現可能性を評価し収支ギャップの解消額に応じて配点

〈 配分優先順位 設定イメージ 〉



注) Aの達成を最重視するため、A-2群において点数が高くなったとしてもA-1群より上位になることはない。

例) ○○事業体(A:100点、B:50点)、△△事業体(A:80点、B:100点)の場合、総合計は○○<△△であるが、優先順位は○○が上位となる。

注) 同分類(①等)上に複数の事業体がある場合、総合計により優先順位を設定する。

現時点での素案であり、本基準は今後変更する可能性あり

明石市水道事業経営戦略（概要）

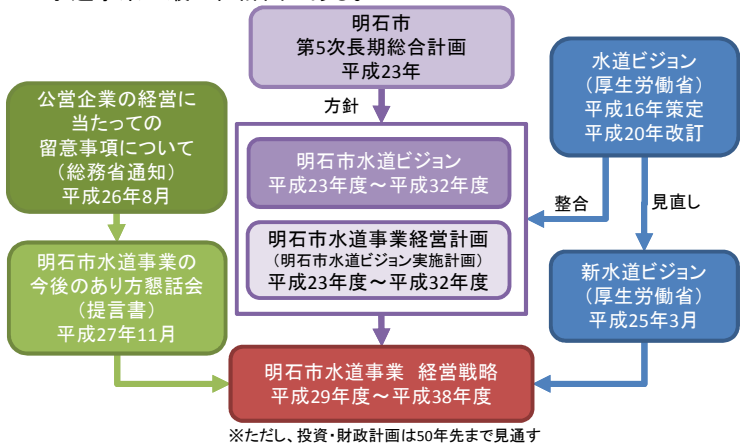
経営戦略の策定主旨と位置付け

策定主旨

近年、水道利用者の節水意識の高揚や、節水型水使用機器の普及に伴い、水需要の減少が続く一方で、高度成長期以降に整備された大量の水道施設の更新に多額の更新費用が必要となる。そこで、本市水道事業の現状・将来分析・把握を行い、中長期的な更新需要予測等を適切に行った「投資計画」と、財源構成とその実現可能性を検証した「財政計画」とを整合させた「経営戦略」を策定する。

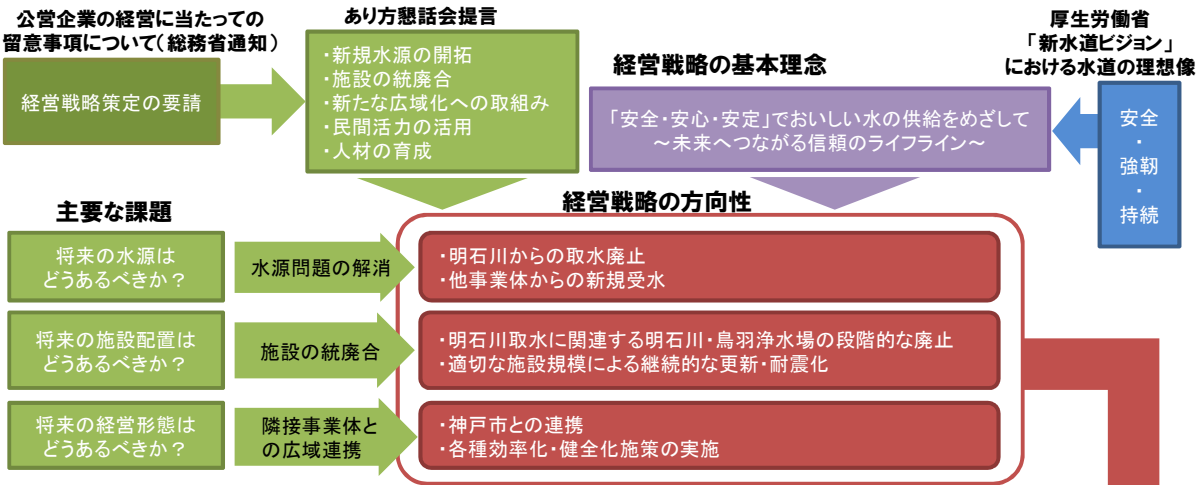
位置付け

本市水道ビジョンに基づく「水道事業経営計画」、厚生労働省の新水道ビジョン、そして、「明石市水道事業の今後のあり方懇話会」（以下、「あり方懇話会」という）提言書からの流れを汲む本市水道事業の最上位計画である。



本市水道事業の課題と経営戦略の基本理念と方向性

- 現状では健全な経営状況であるが、あり方懇話会で示されたとおり、今後の給水量減少や明石川河川水の原水水質悪化、施設・管路の更新需要増加などの課題が待ち受けている。
- 本経営戦略の基本理念は、明石市水道ビジョンの基本理念「安全・安心・安定」でおいしい水の供給をめざして～未来へつなげる信頼のライフライン～を踏襲し、下に示す方向性に基づいて各種課題の解消に取り組む。



投資・財政計画

投資計画

- 原水水質悪化の懸念がある明石川からの取水を廃止し、他事業体からの新規受水に切り替える（地下水、県水、新規受水で水源の多系統化）。
- 明石川及び鳥羽浄水場は段階的に廃止。魚住浄水場は躯体を補強した上で、設備やコントロールシステムを更新（施設統廃合・長期使用）。
- 施設や管路は更新基準を定め、長期使用を図る（アセットマネジメントの実践）。
- 管路更新時は、耐震管の採用、適正口径へのダウンサイジングなどを検討。
- 費用の平準化を図る（年間約20億円を上限）。

財政計画

- 平成42年度、平成53年度及び平成64年度（累積赤字発生翌年度）に10～20％程度の水道料金改定が必要。
- 資金残高は給水収益の6ヶ月前後を確保（一時的には3ヶ月まで低下）。
- 新規企業債の借入割合を約30～60％とすることで、世代間の負担公平性に配慮しつつ、未償還残高増加は抑制。

今後の取組み

行動計画のもととなる基本方針及び施策目標

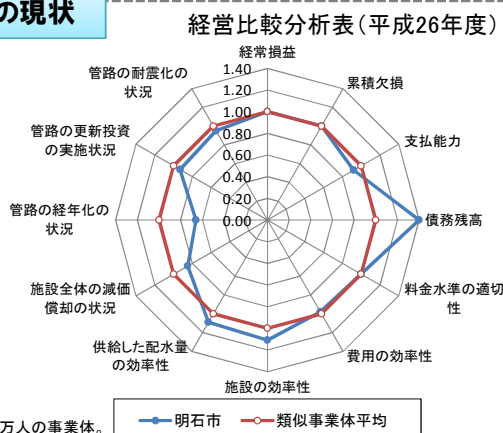
基本方針		施策目標	
安全	安全・安心な水の供給	水源の保全	浄水水質の適正管理
		給水装置等の適正管理	災害に強い水道システムの構築
		災害に強い危機管理体制の構築	事業運営基盤の強化
強靱	災害に強い水道の構築	広域連携の推進	水道施設の効率的再構築
		経営基盤の強化	お客様サービスの向上
持続	事業運営基盤の強化		

経営戦略のフォローアップ

- PDCAサイクルに基づき、3～5年後に一部改訂、さらに3～5年後に全面改訂する。改訂に併せて行動計画にあたる中期経営計画も見直し。
- 経営指標等を用いて実績を検証。
- 明石川に替わる新規受水の実現にあたり、関係機関との協議・調整を継続する。

本市水道事業の現状

- なるべく企業債に頼らない健全経営を実施。
- 料金水準は類似事業体平均と同程度。
- 施設は効率良く利用している。
- 施設・管路の経年化が進んでいる。
- 管路の更新・耐震化はやや遅れている。



※類似事業体は給水人口15～30万人の事業体。